

平成26年10月10日

保護者 様

川崎市立橘高等学校定時制
校長 松本芳弘

暴風警報発令時・地震発生時などにおける生徒の安全確保について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」など発令時、及び「『地震発生時』などの場合」における生徒の安全確保を最優先した、川崎市立学校における『臨時休校措置』及び『下校措置』の対応について、川崎市教育委員会によるガイドライン(通知)が示されております。本校では、次のように対応してまいりますので、お知らせいたします。

なお、本校では、こうした自然災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されている場合の対応について

上記警報が発令されている場合の対応は次の通りといたします。

- (1) 14時00分の時点で、神奈川県のある市町村などに「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されている場合、または、14時00分以降始業時までと同様の警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- (2) 14時00分の時点で、神奈川県のある市町村などに「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されていない場合でも、台風の進路予測、その他災害が予想される場合は、臨時休校とすることもあります。その場合は、担任を通じ生徒に連絡します。
- (3) 14時00分以前に状況によって、臨時休校とする場合は、担任を通じ生徒に連絡します。

2 地震発生時の生徒の安全確保について

川崎市のある市町村(学校の所在区とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生した場合は以下のように対応します。

- (1) 発生が始業時刻前の場合
発生した当日および翌日を一齐に臨時休業とします。
- (2) 発生が学校での教育活動中の場合
発生した当日および翌日を一齐に臨時休業とします。
※ 本校では、教育活動(授業・部活動など)を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を下校させることを原則とします。
なお、帰宅困難な生徒については、安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 発生が休日・休日前の場合
休日明けの平日を一齐に臨時休業とします。
休日明けの平日が課業日でないとき(夏休みや振り替え休日など)は、生徒の学校での活動(部活動など)をすべて中止します。

[裏面もご覧ください]

3 東海地区に大規模地震の警戒宣言が発令された場合

(1) 通学途中の場合

安全に留意してただちに帰宅します。また、警戒宣言が解除されるまで臨時休校とします。

(2) 教育活動中の場合

教育活動(授業・部活動など)を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により帰宅させることを原則とします。

なお、帰宅困難な生徒については、安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。

また、警戒宣言が解除されるまで臨時休校とします。

(3) 休日・休日前の場合

警戒宣言が解除されるまで臨時休校とします。

4 連絡事項

(1) 学校への問合せ

臨時休校かどうかを自分で判断できない時は、保護者または本人が14時10分以降学校に問い合わせてください。

(橘高校の電話番号 044-411-2640)

(2) 給食について

上記の措置により臨時休校となる場合は、給食を中止します。なお、その際には給食代(1食200円)は返却いたしません。

以上について、ご不明な点がある場合は、教頭(Tel044-411-2640)までお問い合わせください。